

外来診療についても窓口負担が軽減されます

これまで、70歳未満の方が入院した場合に限られていた高額療養費の現物給付化が、平成24年4月1日より外来診療においても対象となりま

した。外来診療で自己負担額が高額になる場合は、「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口負担が上表の自己負担限度額までとなりますので、事前に当組合に申請書を申請してください。

*患者さんの事前申請により、高額療養費相当額を当組合から医療機関等に支払うことで、窓口負担を自己負担限度額相当額までに軽減できる制度。

手続き

「限度額適用認定証交付申請書」に必要事項を記入のうえ、当組合へ申請してください。申請書は当組合ホームページよりダウンロードしていただくか、審査課までご連絡ください。



表 限度額適用認定証を利用した場合の自己負担限度額
(同一月・同一医療機関)

| 所得区分 | 適用区分 | 自己負担限度額 |
|-------------------------|------|-----------------------------|
| 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上) | A | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% |
| 一般 | B | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% |
| 市区町村民税非課税世帯 | C | 35,400円 |

Q & A

Q 同月に同一の医療機関で外来と入院で限度額適用認定証を提示した場合、どのようになりますか？

A 外来と入院では合算されませんので、それぞれ自己負担限度額まで負担することとなります。

Q 一か所の薬局で複数の医療機関の処方せんがある場合はどのようにになりますか？

A 一か所の薬局の場合、同一の医療機関から発行された処方せんの費用についてのみ合算されます。

Q 同月に複数の医療機関等に受診した場合は、どのようにになりますか？

A 複数の医療機関等を受診した場合は、それぞれの医療

機関等こととなります。また、同一医療機関に併設された内科・歯科についても別々に算定されます。

Q 平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証は、4月1日以降、外来診療において高額療養費の現物給付を受けることが可能ですか？

A 平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証についても、記載されている有効期限までは使用することが可能です。

「限度額適用認定証」の返納
次の場合は速やかに返納してください。

- 1 当組合の資格がなくなったとき。
- 2 有効期限に達したとき。
- 3 標準報酬月額が変更になり、適用区分が変わったとき。
- 4 その他認定証の内容に変更があったとき。